

熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業とは？

1. 目的

平成 28 年熊本地震で被災した中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助することにより、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的としています。

2. 補助対象者・補助率

- ① 中小企業者 ※みなし大企業・みなし中堅企業を除く
【補助率：3/4 以内】
- ② 中堅企業及びみなし中堅企業等 ※みなし大企業を除く
【補助率：1/2 以内】
- ③ 大企業及びみなし大企業で、①又は②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を賃貸している事業者
【補助率：1/2 以内】

●「中小企業者」の定義（中小企業支援法第 2 条）

(1) 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金（出資金）規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5千万円以下
サービス業	100人以下 又は 5千万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5千万円以下

(2) 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が 10 億円未満の事業者

●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が 10 億円以上の事業者

●「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 2分の1 以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 3分の2 以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2分の1 以上を占める事業者

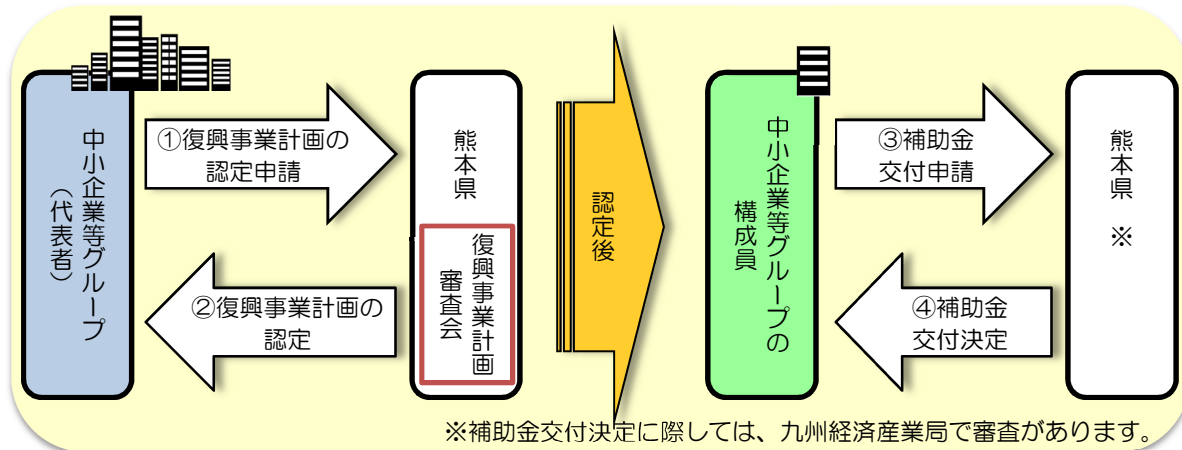
3. 補助対象経費

施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費等

4. 補助金の限度額

1 事業者あたり 15 億円

5. 事業の流れ



6. 事業実施期間

交付決定日～平成 29 年 3 月 31 日

※平成 29 年 3 月 31 日までに完了する事業が対象です（原則として、繰り越しは認められません）。

※熊本地震以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合があります。

7. 応募の方法

期限までに必要書類を提出いただくことになります。

※応募の詳細については、平成 28 年 6 月 20 日（月）以降に、熊本県ホームページ等でお知らせする予定です。

熊本県 グループ補助金

検索

8. お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 作業チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

TEL : 096-333-2828 FAX : 096-385-5850

※注意点※

私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則ではありますが、本事業は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますのでご注意ください。

- (例)
- ・復興事業計画書や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
 - ・経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
 - ・本事業で取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。